

福岡県公報

平成28年4月26日
第3788号

目次

告示 (第402号 - 第409号)

○指定代理納付者の指定	(税務課)	2
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に 基づく介護補償の額の一部改正	(総務事務厚生課)	2
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に 基づく介護補償の額	(総務事務厚生課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○液化石油ガス販売事業者の認定	(工業保安課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	7
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	9

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	11
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	12
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	12

人事委員会

○平成28年度福岡県職員採用 (I類・II類・III類・民間企業等職務経 験者) 試験の施行	(人事委員会事務局任用課)	12
○平成28年度福岡県職員採用選考試験 (前期) の実施	(人事委員会事務局任用課)	15

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	17
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	24

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	30
-------------------	-------	----

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活保安課)	30
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活保安課)	31
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	31
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	32
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	34
○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活保安課)	36
○警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合 格者審査の実施	(警察本部生活保安課)	38

告 示

福岡県告示第402号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

ヤフー株式会社

(2) 所在地

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定した日

平成28年4月1日

3 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

4 対象となる歳入

平成28年度定期自動車税

ふるさと寄附金

福岡県告示第403号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額（平成27年4月福岡県告示第445号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

「平成27年4月1日以後」を「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」に改める。

福岡県告示第404号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条

例第4号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,950円を超えるときは、104,950円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が57,030円以下であるときに限る。）	月額57,030円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,480円を超えるときは、52,480円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,520円以下であるときに限る。）	月額28,520円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

福岡県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潞郡大木町大字大角1589番1先から 三潞郡大木町大字大角1546番1先まで	8.4 ～ 29.0	342.4
			後	三潞郡大木町大字大角1830番先から 三潞郡大木町大字大角1546番1先まで	13.2 ～ 29.0	

福岡県告示第406号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第88条第2項の規定により次のように公示する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 認定を受けた者の名称、代表者氏名及び所在地
福岡ライフエナジー株式会社 代表取締役 山下 秀一
久留米市善導寺町木塚197-4
- 認定年月日
平成28年3月31日

福岡県告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告

示する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字西山4306、4307、4300（次の図に示す部分に限る。）、字西畑4305
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
糸島市二丈吉井字大山口797の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大山口797の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

築上郡築上町大字寒田1991の2、2007の14

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

筑後北部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏 名	住 所
中 島 和 利	筑後市大字久富1076番地2

公告

柳川みやま土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
堤 英 樹	柳川市有明町780番地
伊 藤 法 博	柳川市上宮永町618番地1
久 保 泰 道	柳川市三橋町百町205番地1
高 橋 安 勝	柳川市三橋町垂見972番地
堤 勝 彦	柳川市大和町皿垣開88番地1
松 藤 和 彦	柳川市大和町大坪4番地
金 子 健	みやま市瀬高町本郷567番地1

2 退任監事

氏名	住 所
龍 利 水	柳川市吉富町499番地12
成 清 茂 木	柳川市三橋町蒲船津1311番地

3 就任理事

氏名	住 所
堤 英 樹	柳川市有明町780番地
伊 藤 法 博	柳川市上宮永町618番地 1
久 保 泰 道	柳川市三橋町百町205番地 1
高 橋 安 勝	柳川市三橋町垂見972番地
堤 勝 彦	柳川市大和町皿垣開88番地 1
松 藤 和 彦	柳川市大和町大坪 4 番地
金 子 健	みやま市瀬高町本郷567番地 1

4 就任監事

氏名	住 所
龍 利 水	柳川市吉富町499番地12
西 田 文 博	柳川市大和町皿垣開1481番地

公告

筑後市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
下 川 満 男	筑後市大字折地590番地 1
田 中 正 助	筑後市大字折地22番地
村 上 知 巳	筑後市大字津島1340番地
近 藤 公 男	筑後市大字北長田662番地

田 中 瑞 廣	筑後市大字江口744番地
井 口 金 平	筑後市大字下妻384番地 2
塚 本 正 弘	筑後市大字中牟田536番地
川 口 廣 喜	筑後市大字馬間田1318番地 1
塚 本 秀 喜	筑後市大字島田410番地
中 富 直 俊	筑後市大字井田246番地 3
富 安 明	筑後市大字井田697番地 1
下 川 義 孝	筑後市大字常用1356番地 1
野 田 隆 義	筑後市大字久恵1149番地
田 島 雅 弘	筑後市大字鶴田1565番地 1
田 中 稔	筑後市大字新溝594番地
田 中 清 都	筑後市大字富久448番地、449番地合併
津 留 孝 敬	筑後市大字富重632番地
永 田 昌 巳	筑後市大字西牟田3764番地
富 永 哲 治	筑後市大字若菜1656番地
中 村 浩 章	筑後市大字津島915番地
三 小 田 新	みやま市瀬高町本郷903番地 2
橋 爪 秀 則	みやま市瀬高町本郷585番地

2 退任監事

氏名	住 所
小 田 新 治	筑後市大字高江728番地 2
篠 原 千 三	筑後市大字鶴田1510番地
塚 本 勉	筑後市大字志318番地 2

3 就任理事

氏名	住 所
田 中 正 助	筑後市大字折地22番地
村 上 知 巳	筑後市大字津島1340番地
近 藤 公 男	筑後市大字北長田662番地
田 中 瑞 廣	筑後市大字江口744番地

下川満男	筑後市大字折地590番地1
下川達弘	筑後市大字下妻514番地1
塚本正弘	筑後市大字中牟田536番地
井口富雄	筑後市大字馬間田168番地
下川基文	筑後市大字井田922番地2
吉武清晴	筑後市大字井田2031番地2
江崎利徳	筑後市大字島田292番地1
久間文男	筑後市大字水田470番地1
田島雅弘	筑後市大字鶴田1565番地1
野田隆義	筑後市大字久恵1149番地
田中稔	筑後市大字新溝594番地
田中清都	筑後市大字富久448番地、449番地合併
山口久利	筑後市大字富重638番地1
富永哲治	筑後市大字若菜1656番地
近藤佳治	筑後市大字西牟田3438番地
中村浩章	筑後市大字津島915番地
橋爪秀則	みやま市瀬高町本郷585番地
成清潔	みやま市瀬高町本郷928番地4

4 就任監事

氏名	住所
右田喜俊	筑後市大字中折地189番地
吉武一徳	三潞郡大木町大字蛭池401番地1
篠原千三	筑後市大字鶴田1510番地

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県財務会計システム統合保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成28年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社K C C

(2) 住所

福岡市博多区店屋町1番35号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

54,378,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年4月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン下大利店

(2) 所在地 大野城市下大利一丁目216-1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物北側	318台	建物北側	283台
建物東側	143台	建物東側	140台
-	-	建物南側	38台
合計	461台	合計	461台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
建物南側	188.0平方メートル	建物南側	122.0平方メートル
合計	188.0平方メートル	合計	122.0平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容積	位置	容積
建物内南側	67.5304立方メートル	建物内南側	42.96立方メートル
-	-	建物内南側	26.86立方メートル
合計	67.5304立方メートル	合計	69.82立方メートル

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 カインズ福岡新宮店

(2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目10番1 外4筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

新聞定期広告

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算

機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年4月28日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

新聞定期広告

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各5回

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、平成28年4月28日（木）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年5月25日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-06（広告宣伝）で、「AA」の等級に格付されているもの。

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有するもの。

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする。

イ 同程度の基準は、全5段以上の新聞広告を1回以上とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないもの。

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないもの。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

この告示の日から平成28年5月25日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時

00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成28年5月25日（水）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政3号会議室（地下1階）

(2) 日時

平成28年5月26日（木） 午前11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において、「契約金額」とは、入札書に記載した入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required: Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun,the Mainichi Shimbun,the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun(5times in a year]June, August, October, December,February).
- (2) Contract period:from the date of contract signing through March 31,2017.
- (3) Time limit for tender : 5:00 p. m .May 25,2016.
- (4) Contact point where documents for tendering a bid are available : Public Affairs Division,General Affairs Department,Fukuoka Prefectural Government Office,7-7

Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken 812-8577 Japan.
Tel 092-643-3102

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称
有限会社山本石油店
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
久留米市御井旗崎五丁目10-1
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成28年2月29日

公告

宮ノ陣土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
野瀬 清	久留米市宮ノ陣町八丁島1737番地5
山口 勝	久留米市宮ノ陣町八丁島1522番地
石橋 晃一	久留米市宮ノ陣町八丁島5番地
稗田 明雄	久留米市宮ノ陣町若松2261番地
緒方 義信	久留米市宮ノ陣町若松703番地

八尋久光	久留米市宮ノ陣町大社329番地
黒岩一俊	久留米市宮ノ陣町大社834番地

2 退任監事

氏名	住 所
八尋義伸	久留米市宮ノ陣町大社278番地
関豊一	久留米市宮ノ陣町若松1997番地4

3 就任理事

氏名	住 所
八尋義伸	久留米市宮ノ陣町大社278番地
緒方義信	久留米市宮ノ陣町若松703番地
平田繁紀	久留米市宮ノ陣町八丁島1768番地
八尋毅	久留米市宮ノ陣町大社286番地
関輝秋	久留米市宮ノ陣町若松1914番地1
荒巻康弘	久留米市宮ノ陣町八丁島1651番地2
草場守克	久留米市宮ノ陣町大社809番地1

4 就任監事

氏名	住 所
山崎繁實	久留米市宮ノ陣町若松2158番地
石橋浩幸	久留米市宮ノ陣町八丁島1620番地

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
豊前市豊前井路土地改良区	平成28年4月14日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成28年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 産業事業本部 西日本産業事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,204,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)該当

人事委員会

公告

福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者）試験を別表のとおり施

行する。

平成28年4月26日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

平成28年度福岡県職員採用試験

回数	種類	試験区分	受験資格	試験日	試験種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験の特例等	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他		
							発表日	発表の方法							
第170回	I類	行政 教育行政 警察行政 児童福祉 土木建築 機械電気 産業化学 農業土木 林業畜産 水産 獣医師 薬剤師 栄養士	年齢	①昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 ②平成5年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者	第1次	6月26日	福岡市 東京都	第1次	7月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成28年5月16日から平成28年5月27日まで ②インターネットの申込みは平成28年5月27日までの消印のあるものに限る。 ③インターネットの場合は、平成28年5月16日から平成28年5月24日まで	I類行政、教育行政及び警察行政、II類（農業を除く。）並びにIII類（土木を除く。）については、点字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） ⑦各大学、短大等の就職担当窓口 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 ※⑦については民間企業等職務経験者採用試験を除く。	福岡県人事委員会事務局 この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局にを行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。		
			上記以外	①昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 ②平成7年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者	第2次	7月中旬～8月上旬	福岡市	最終	8月中旬						
			資格・免許	児童福祉司の任用資格を有する者又は平成29年3月までに資格を取得する見込みの者	第1次	8月28日	福岡市 東京都	第1次	10月上旬					①持参又は郵送の場合は、平成28年7月19日から平成28年7月29日まで なお、郵送による申込みは平成28年7月29日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成28年7月19日から平成28年7月26日まで	①持参又は郵送の場合は、平成28年7月19日から平成28年7月26日まで
			獣医師 薬剤師	それぞれの免許を有する者又は平成29年5月までに免許を取得する見込みの者	第2次	10月下旬	福岡市	最終	11月下旬						
			栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は平成29年5月までに免許を取得する見込みの者	第1次	9月25日	福岡市	第1次	10月上旬						
II類	農業	平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者	第1次	8月28日	福岡市 東京都	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成28年8月15日から平成28年8月26日まで なお、郵送による申込みは平成28年8月26日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成28年8月15日から平成28年8月23日まで	①持参又は郵送の場合は、平成28年8月15日から平成28年8月23日まで						
第171回	行政	昭和32年4月2日以降に生まれた者で、平成28年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者	第2次	10月下旬	福岡市	最終	11月下旬								
第172回	III類	一般事務 教育行政 警察行政 土木	平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者	第1次	9月25日	福岡市	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成28年8月15日から平成28年8月26日まで なお、郵送による申込みは平成28年8月26日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成28年8月15日から平成28年8月23日まで	①持参又は郵送の場合は、平成28年8月15日から平成28年8月23日まで					
			平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。）	第2次	10月中旬～11月中旬	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第1次	10月上旬							
				第1次	9月25日	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第1次	10月上旬							
				第2次	10月中旬～11月中旬	福岡市	最終	11月下旬							

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。ただし、I類栄養士の試験区分については、日本国籍を有しない者であっても現に日本に永住している者は受験することができる。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他の人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 民間企業等職務経験者採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員又は自営業者として6ヶ月以上継続して就業すること（1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。）その他人事委員会が認めるものをいう。なお、現に福岡県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）である者はこの試験を受験することができない。

公告

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

平成28年4月26日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

平成28年度福岡県職員採用選考試験（前期）

職種・区分	職務内容	採用時勤務予定場所	受験資格	試験日	選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他	
							発表日	発表の方法					
保健師	保健師業務	保健福祉環境事務所等	保健師免許を有する者又は平成29年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和62年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者	福岡市 東京都	福岡県庁舎 行政棟北側告知板及び福岡県人事委員会事務局に合格者の受験番号を掲示する。合格者には書面で通知する。	第1次 7月中旬	①持参又は郵送の場合は、平成28年5月16日から平成28年5月27日まで なお、郵送による申込みは平成28年5月27日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成28年5月16日から平成28年5月24日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。試験の詳細については、別に試験案内を交付する。	
看護師	看護師業務	柏屋新光園（医療型障害児入所施設）	看護師若しくは准看護師免許を有する者又は平成29年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和56年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者								
研究職員	機械A	CADを活用した、機械部品等の設計、加工、評価に関する研究及び試験、技術指導	工業技術センター（機械電子研究所）	機械設計、材料力学、計算力学に関する学科	①昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 ②平成5年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者若しくは平成29年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者								①昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 ②平成5年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者又は平成29年3月までに修了見込みの者
	化学C	食品開発、酒等の発酵醸造食品に関する研究及び試験、技術指導	工業技術センター（生物食品研究所）	食品の加工・分析・機能性評価及び発酵醸造に関する学科	①昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 ②平成5年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者又は平成29年3月までに修了見込みの者								
	化学D	環境保全（大気、水質、土壌及び放射線等）に関する調査、試験及び研究	保健環境研究所	分析化学、環境化学、環境工学、放射線等に関する学科	①昭和56年4月2日以降に生まれた者								日本国籍を有する者
	薬学	食品、医薬品、化学物質を対象とした理化学的な試験及び研究	保健環境研究所	薬理学、衛生化学、公衆衛生学、生物化学、分析化学に関する学科	①昭和56年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者							
船員（航海）	船舶の運転、漁業取締り及び調査観測業務並びに司厨業務	農林水産部水産局漁業管理課、水産海洋技術センター	五級海技士（航海）以上の免許を有する者又は平成29年6月までに免許を取得する見込みの者	昭和56年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者	福岡市 東京都	第1次 7月中旬	①持参又は郵送の場合は、平成28年5月16日から平成28年5月27日まで なお、郵送による申込みは平成28年5月27日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成28年5月16日から平成28年5月24日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。試験の詳細については、別に試験案内を交付する。		
児童自立支援専門員	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務	福岡学園	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第78条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成29年5月までに資格を取得する見込みの者	昭和56年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者								
職業指導員	電気工事科	電気工事士養成施設としての電気理論、電気機器、電気工事、自動制御等に関する職業訓練指導	県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校	職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者	昭和56年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者	福岡市	第2次 7月下旬、8月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成28年5月16日から平成28年5月27日まで なお、郵送による申込みは平成28年5月27日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成28年5月16日から平成28年5月24日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。試験の詳細については、別に試験案内を交付する。	
	情報処理科	コンピュータによる業務処理及びプログラム設計等に関する職業訓練指導	県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校	職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者	昭和56年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者							

(注1) この試験を受験できない者
 ・地方公務員法第16条に該当する者
 ・職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

(注2) 上表中、「大学院」とは学校教育法に規定する大学院その他人事委員会が認めるものをいう。

監査委員

監査公表第11号

平成28年2月19日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年4月26日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

住民監査請求に係る監査結果

平成28年4月14日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

(1) 請求人 A

(2) 提出年月日 平成28年2月19日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

県道用地である宮若市（略）X番の土地（以下「本件土地」という。）について、所有権移転登記が行われていないままとなっている。

このため、登記上の所有者が、本件土地の真の所有者や隣地との筆界位置を誤認した第三者に売却するという事態が起こりうる状況が続いており、登記上の所有者が本件土地を第三者に売却した場合、登記上の所有者が無資力であれば、本件土地購入者は売買代金相当額の損害を被ったとして、県に対して損害賠償請求を求めてくる可能性があり、結果的に県に損害が生じる可能性もある。

このような具体的な危険がある以上、県において、所有権移転登記に向けた手続をとらうとしないことは、違法又は不当に県の財産の管理を怠っていると云わざるを得ず、本件土地について必要な措置を請求する。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件では個別の会計上の行為が問題となっていないわけではなく、県所有の土地について所有権移転登記手続等を行わないことにより県が何らかの損害を受ける可能性があるか否かの検討が、監査において不可欠となる。

そのためには、弁護士や土地家屋調査士等の法律や表示登記の専門家の知見が不可欠であり、弁護士等の専門家に対する個別外部監査がなされることが望ましい。

また、県道のための用地買収において所有権移転登記がなされていないケースは本件以外にも多数存在すると思われ、実際に宮若市担当職員からは、今回の地籍調査において本件土地以外にも同様の問題が生じていると聞き及んでいて、現実的な問題が生じてきているところであり、将来的には大きな社会問題ともなりかねないことから、どのような対応をとっていくべきかという観点からも監査意見が出されるべきであり、その意味でも専門家による個別外部監査が望ましい。

(3) 事実証明書

ア 土地登記事項証明書(1)

イ 土地登記事項証明書(2)

- ウ 土地登記事項証明書(3)
- エ 土地登記事項証明書(4)
- オ 地図に準ずる図面
- カ 地籍調査結果閲覧表
- キ 航空写真

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、平成28年2月19日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、弁護士等の専門家の知見が不可欠として、自治法第252条の43第1項の規定に基づく個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、本件請求は、県所有の土地について所有権移転登記手続が行われていないことが、違法又は不当に財産の管理を怠っているのか否かについて判断するものであり、この判断にあたって特に専門的な知見が必要であるとは認められない。よって、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないことから、監査委員による監査を行うこととした。

2 監査対象事項

本件土地の所有権移転登記手続が行われていないことが、違法又は不当に財産の管理を怠っていることになるのか否かを監査の対象とした。

3 監査対象機関

福岡県土整備部用地課（以下「県用地課」という。）及び福岡県直方県土整備事務所を監査対象機関とした。

4 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年3月17日に代理人から陳述を受けた。その際、監査対象機関の立会いを認めた。

陳述は、概ね第1の2（1）の請求の概要のとおりである。

5 陳述に対する意見

請求人の陳述に対し、平成28年3月18日に県用地課から意見書が提出され、その概要は、次のとおりであった。

（1） 昭和40年代頃の状況

県道改築工事のため取得した本件土地及び同時期に同工事のために取得した本件土地周辺の土地について、昭和42年に県への所有権移転登記の取組みを行っていたところ、本件土地については、BさらにはCに転売されていたことが判明し、関係者との協議を行うも合意に至らなかったため、所有権移転登記ができなかったものと推察される。

いったん適法に道路の供用が開始されると、以後その道路敷地の所有権者は道路法第4条の制限を受けることとなり、新たに所有権を取得した者もこの制限を受けた所有権を取得しうるにすぎないため、当該土地がその使用収益を妨げられていることを理由として損害賠償を求めことはできないとする判例が数多くある。

本件土地は、昭和34年4月1日に県道としての供用開始を行っており、先の判例の趣旨を踏まえると県への実害は生じないと判断されるので、県への所有権移転登記の取組みを積極的には行わなかったものと推察される。

なお、直方土木事務所（現直方県土整備事務所）は、昭和45年に火災に遭い当時の書類の多くが焼失していることもあり、これらを裏付ける資料がないため現時点では推察せざるを得ない状況にある。

(2) 現在の状況

本件土地については、県に土地を売却したDが第三者に転売し、第三者が所有権移転登記を行ったことに伴い、県は民法第177条の規定により当該第三者に対して所有権の主張ができない状況にある。

当初に権原を取得している県としては、現在の所有権者に対して本件土地の転売に係る経緯等を説明し、県への所有権移転登記の協力を依頼することになる。

一方、本件土地は、昭和50年12月5日以降、条件付所有権移転仮登記権者が存在し、登記簿上の所有権者が確定できない状況にあったため、県として所有権移転登記の対応がとれない状況にあった。

そのような中、今回、平成27年2月3日にその仮登記抹消登記が行われたことを確認できたので、今後速やかに本件土地の所有権者に対して、県への所有権移転登記の協力を依頼する予定である。

なお、宮若市において地籍調査が実施され、平成25年12月16日及び翌年2月27日に本件土地と隣接地の境界立会が行われたところ、県は本件土地を道路用地として買収したものであり現況道路内に存在すると主張したが、本件土地の登記名義人の法定相続人が現況と相違する境界を強硬に主張したため、立会不調となり境界は確定していない。

6 監査対象機関に対する監査

- (1) 県用地課に対する監査
県用地課の職員に対し、平成28年3月11日及び3月28日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。
- (2) 福岡県直方県土整備事務所に対する監査

福岡県直方県土整備事務所の職員に対し、平成28年3月7日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 県道用地の取得について

県は昭和27年3月に、県道中尾宮田線（現岡垣宮田線）道路改良工事（以下「本件工事」という。）の道路用地として、12筆の土地を買収により取得しており、本件土地はこのうちの1筆であった。

ア 本件土地に係る領収書

領収書には、次のとおり記載されていた。

金 壹千参百九拾壹円也

但し、中尾宮田線、鞍手郡宮田町（略）道路改良工事に伴う潰地代金左記内訳の通り右正に受領いたしました。

昭和30年10月10日

鞍手郡宮田町（略）D

直方土木事務所長 殿

内訳

(字) (略)

(地番) Y

(地目) 田

(坪数) 93

(単価) 14円

(金額) 1,302円

(右に対する供託期間中の利息) 89円

(計) 1,391円

イ 潰地台帳の記載

潰地台帳は、県が道路工事のために取得する土地について、一筆ごとに所在地、地目、坪数、単価、金額、所有者氏名、登記閲覧年月日、土地売渡年月日、登記済年月日及び買収代金支払年月日を記載したものであり、本件土地については次のとおりであった。

(所在地)	鞍手郡笠松村（略）Y番
(地目)	田

(坪数) 93
(単価) 14円
(金額) 1,302円
(所有者氏名) D
(登記閲覧年月日) 昭和27年3月10日
(土地売渡年月日) 昭和27年3月15日
(登記済年月日) 空欄
(買収代金支払年月日) 昭和27年5月8日

なお、買収代金支払年月日が、領収書の土地代金受領日と異なっていることから、この買収代金の支出時期について調査したところ、県が昭和27年に土地代金を福岡法務局直方支局へ供託していたことが判った。しかし、買収代金支払年月日が、この供託日であるということまでは確認できなかつた。

(2) 所有権移転登記について

本件工事の道路用地として、買収により取得した12筆の土地については、昭和27年7月31日に全て分筆されており、本件土地(X番)もY番から分筆されたものである。

これらの12筆の土地のうちの11筆の土地は、昭和42年及び昭和48年に登記手続が実施され、本件土地を除く全ての土地は所有権移転登記がなされている。

本件土地に係る所有権移転登記の経過は次のとおりである。

昭和34年に道路の供用が開始された後、昭和37年1月31日にDからBへ(原因：昭和36年9月17日売買)、さらに昭和40年8月19日にCへ(原因：昭和38年12月11日売買)所有権移転登記がなされている。

昭和50年12月5日には、E不動産による条件付所有権移転仮登記(原因：昭和50年12月4日売買)がなされている。

その後、平成2年7月25日にCからF(原因：平成2年1月6日相続)へ所有権移転登記がなされ、現在の登記名義人となっている。

なお、平成27年2月3日に条件付所有権移転仮登記が抹消(原因：平成27年2月2日放棄)されている。

(3) 本件土地に係る境界確認について

県は、平成25年12月16日及び平成26年2月27日の2日間、地籍調査の実施主体である宮若市の要請により、本件土地の一筆調査に係る境界確認の立会を行っている。

この際、県は「本件土地は県が過去に買収したものであり、現況道路内に存在する」と主張した。

しかし、本件土地の登記名義人の相続人は、現況と相違する境界を主張したため立会は不調となっている。

2 判断

請求人は、県道の一部であって、県が過去に取得し、所有している県の財産について、所有権移転登記手続を行っていないことが、違法又は不当に財産の管理を怠っていると主張している。

このことについて、請求人の主張、県用地課及び福岡県直方県土整備事務所からの聴取調査並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

県が買収により112筆の道路用地を取得した後、11筆は全て登記がなされているのに、Dから取得した土地（以下「当該土地」という。）のみ県への登記がなされず、第三者へ所有権移転登記がなされている。

このようないくつかの事例が生じた原因、経緯について調査したが、事実関係を証する資料が存在しておらず、具体的な原因等を確認することはできなかった。

一方で、当該土地はそれ以外の11筆の土地と同様に同時期に分筆登記の手続が実施されていること、当該土地の両隣の土地が県へ所有権移転登記され道路の敷地となっていること、当該土地とその両隣の土地が形成するラインが、地図に準ずる図面において概ね一直線であり、道路の現況も同様の形状であることから、当該土地は道路の敷地を構成している可能性が高い。

請求人も主張しているように、当該土地が道路の敷地であるとすれば、道路法第4条により私権の行使が制限されている土地であり、同条但し書きにより当該土地の所有権が移転されても、新所有者は所有権の行使を制限されることには変わりはない。そのようなことから、県は何ら妨げられることなく当該土地を道路の用に供している。

なお、県は、平成25年度に宮若市が実施した地籍調査において、宮若市より当該土地に係る境界確認の立会を求められた際、「当該土地は過去に道路用地として県が取得したものであり、現況道路内に存在する」という主張をしていたが、当該土地の登記名義人の相続人がこれと異なる主張をしたため立会は不調となっている。

このようないくつかの事例から、所有権移転登記が行われていないことをもって、県が違法又は不当に財産の管理を怠っているとはいえぬ。

以上のことから、請求人の主張は理由がないので本件請求を棄却する。

3 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員として以下のとおり意見を述べる。県が取得した土地を道路の用に供するためには、必ずしも、所有権移転登記を法律上の要件とするものではないと考えられるが、混乱を避けるためにも、できる限り所有権移転登記を進めていくよう努めることが望まれる。

監査公表第12号

平成28年2月19日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年4月26日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	縣 善 彦

住民監査請求に係る監査結果

平成28年4月14日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 A
B

- (2) 提出年月日 平成28年2月19日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

県道用地である糸島市（略）X番の土地（以下「本件土地」という。）について、所有権移転登記が行われていないままとなっている。

また、本件土地は現在の法務局備え置きの地図に準ずる図面（以下「地図に準ずる図面」という。）において県道用地外にあるが、筆界特定の結果、県道の一部となっているという形で筆界が特定された。

県では、このような状況を把握していたにもかかわらず、所有権移転登記に向けた手続きをとろうとすることはなく、地図に準ずる図面の訂正・更正を行おうとする動きもない。

このため、登記上の所有者が当該土地の真の所有者や隣地との筆界位置を誤認した第三者に売却するという事態が起こりうる状況が続いており、登記上の所有者が当該土地を第三者に売却した場合、登記上の所有者が無資力であれば、当該土地購入者は売買代金相当額の損害を被ったとして、県に対して損害賠償請求を求めてくる可能性があり、結果的に県に損害が生じる可能性もある。

このような具体的な危険がある以上、県において所有権移転登記に向けた手続きをとらうとしないことは、違法又は不当に県の財産の管理を怠っていると云わざるを得ず、本件土地について必要な措置を請求する。

- (2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件では個別の会計上の行為が問題となっていないわけではなく、県所有の土地について所有権移転登記手続等を行わないことにより県が何らかの損害を受ける可能性があるか否かの検討が、監査において不可欠となる。

そのためには、弁護士や土地家屋調査士等の法律や表示登記の専門家の知見が不可欠であり、弁護士等の専門家に対する個別外部監査がなされることが望ましい。

また、県道のための用地買収において所有権移転登記がなされていないケースは本件以外にも多数存在すると思われ、筆界特定や地籍調査において現実的な問題が

生じてきているところであり、将来的には大きな社会問題ともなりかねないことから、どのような対応をとっていくべきかという観点からも監査意見が出されるべきであり、その意味でも専門家による個別外部監査が望ましい。

(3) 事実証明書

- ア 土地登記事項証明書(1)
- イ 土地登記事項証明書(2)
- ウ 地図に準ずる図面
- エ 筆界特定書

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、平成28年2月19日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、弁護士等の専門家の知見が不可欠として、自治法第252条の43第1項の規定に基づく個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、本件請求は、県所有の土地について所有権移転登記手続が行われていないことが、違法又は不当に財産の管理を怠っていることとなるのか否かについて判断するものであり、この判断にあたって特に専門的な知見が必要であると認められない。よって、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないことから、監査委員による監査を行うこととした。

2 監査対象事項

県道の一部である県の財産について、所有権移転登記手続が行われていないことが、違法又は不当に財産の管理を怠っていることとなるのか否かを監査の対象とした。

3 監査対象機関

福岡県県土整備部用地課(以下「県用地課」という。)及び福岡県福岡県土整備事務所を監査対象機関とした。

4 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年3月17日に請求人及び代理人から陳述を受けた。その際、監査対象機関の立会いを認めた。

陳述は、概ね第1の2(1)の請求の概要のとおりである。

5 陳述に対する意見

請求人の陳述に対し、平成28年3月18日に県用地課から意見書が提出され、その概要は、次のとおりであった。

県が道路用地として取得した財産は道路区域内にある土地である。

本件土地は、旧前原町（現糸島市）が実施した地籍調査の結果に基づき作成され、法務局に備え付けられた地図に準ずる図面では道路区域外にあり、県が取得した財産ではない。

登記については、本件土地だけではなく、県道工事に必要な道路敷地として取得した全ての土地が、潰地台帳において「国土調査により完結」と記載され、地図に準ずる図面では「道」として整理されている。

通常であれば、取得した土地を分筆し、県名義に所有権移転登記をすることになるが、県の用地取得と市町村の地籍調査が同時期に実施される場合においては、地籍調査の手法を用いて処理することがあり、この場合、長狭物である道路については「道」として整理し、用地取得後の残地部分については、国土調査の成果による「錯誤」を原因として地積が更正されている。

「道」として整理されている区域は、現在の道路区域と一致していることから、県が当時取得した用地はすべて適切に処理されている。

当該取得地が「道」として整理されている区域に含まれているにもかかわらず、本件土地が地図に準ずる図面では道路区域外に存していることは、旧前原町による地籍調査時に何らかの事情があったものと推測されるが、県ではその経緯等について承知していない。

このようことから、請求人の主張する所有権移転登記を放置しているという事実はない。

6 監査対象機関に対する監査

(1) 県用地課に対する監査

県用地課の職員に対し、平成28年3月11日及び3月28日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。

(2) 福岡県福岡県土整備事務所に対する監査

福岡県福岡県土整備事務所の職員に対し、平成28年3月8日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 県道用地の取得について

現存する譲地証書及び潰地台帳によれば、県は昭和35年1月に、県道船越元岡横浜線（現福岡志摩線）単県道路災害併工事（以下「本件工事」という。）の道路用地として、27筆の土地を無償譲渡により取得したこととなっている。

ア 譲地証書（抜すい）

譲地証書には、次のとおり記載されていた。

私の所有する左記の土地をこのたび県道船越元岡横浜線道路敷地として譲地致します。

糸島郡志摩町（略）

C

明細書

（市郡） 糸島郡

（村町） 前原町

（大字） （略）

（字） （略）

（地番） Y番

（地目） 田

（反別又は坪数） 115

※（反別又は坪数）の「115」とは1畝15歩（45坪）のことである。

イ 漬地台帳の記載（抜すい）

漬地台帳は、県が道路工事のために取得する土地について、一筆ごとに所在地、地目、坪数、単価、代金、所有者氏名、承認年月日、登記済年月日及び代金支払年月日を記載したものであり、次のとおりであった。

（所在地） 糸島郡前原町（略）Y番

（地目） 田

（坪数） 45

（単価） 空欄

（代金） 空欄

（所有者住所氏名） （略）、C

（承認年月日） 昭和35年1月5日

（登記済年月日） 国土調査により完結

（代金支払年月日） 空欄

※（承認年月日）とは譲地した日（契約日）のことである。

(2) 所有権移転登記について

漬地台帳には「国土調査により完結」との記載がある。

これは、本件工事の道路用地として無償譲渡により取得した27筆の土地が、所有権移転登記手続ではなく、旧前原町が実施した地籍調査（国土調査）による処理がなされたということであり、この地籍調査の結果、県が取得した道路用地につい

ては、地図に準ずる図面において地番のある土地としてではなく「道」と表記されているものと考えられる。

(3) 道路の現況の確認

地図に準ずる図面、道路台帳図面（道路法第28条に定める図面）等により道路の現況を確認した。

2 判断

請求人は、県道の一部であって、県が、過去に取得し所有している県の財産について、所有権移転登記手続を行っておらず、違法又は不当に財産の管理を怠っていると主張している。

このことについて、請求人の主張、県用地課及び福岡県福岡県土整備事務所からの聴取調査並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

県が本件工事において27筆の道路用地を取得した当時、旧前原町による地籍調査が行われており、県が取得した土地は当時の地籍調査の取扱いにより処理されている。

第4の1(1)アの譲地証書に記載のあるCから県が取得した土地は、地籍調査当時、現況道路となっていたことから、この取扱いにより、所有権移転登記手続を経ることなく、地籍調査の結果として地図に準ずる図面の中で「道」と表記されることとなった可能性が高い。

また、地図に準ずる図面、道路台帳図面等により道路の現況を確認したところ、県が取得した土地については地籍調査の取扱いが反映されているものと認められる。

仮に、請求人が主張するように、県が買収した土地は現在の地図に準ずる図面上に記載されているX番の土地であり道路内にあるとしても、道路法第4条により私権の行使が制限されている土地である。そのようなことから、県は何ら妨げられることなくX番の土地を道路の用に供している。

以上のことから、県が違法又は不当に財産の管理を怠っている事実は認められず、請求人の主張は理由がないので本件請求を棄却する。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年4月26日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
福岡市
- 2 事業の種類
福岡都市計画道路事業3・3・90号鳥飼梅林線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡市城南区梅林一丁目	653番23	宅地	272.11(267.86)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積15.97平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
森島茂
福岡市南区高宮二丁目9番12号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
福岡信用金庫
福岡市中央区天神一丁目6番8号
根抵当権者
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年4月8日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第123号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年4月26日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
 - (1) 講習会の日時
平成28年6月28日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間
 - (2) 講習会の場所
飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室
 - (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- 2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

- 3 注意事項
 - (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
 - (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
 - (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第124号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年4月26日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成28年6月9日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成28年6月14日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
平成28年6月15日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第125号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成28年4月26日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年7月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成28年7月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成28年7月21日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年7月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の

練習をするように努めること。

- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第127号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成28年4月26日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成28年6月16日（木）から同年6月23日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成28年6月21日（火）から同年6月23日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
42名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以

下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成28年5月30日(月)から同年6月1日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第128号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規

則」という。）第7条の規定により公示する。

平成28年4月26日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成28年8月2日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成28年8月3日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

- (2) 交通誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると

認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成28年6月27日（月）から同年6月29日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

イ 交通誘導警備業務1級 14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない

事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、

福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

(5) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

福岡県公安委員会告示第129号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成28年4月26日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
平成28年8月4日(木)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成28年6月27日（月）から同年6月29日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- (イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 旧合格証の写し

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分ま

での間を除く。)に、住所地(審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外(郵送等)の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、福岡県警察本部生活保安課警備係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 審査申請書(検定規則別記様式)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

福岡県公安委員会告示第130号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査(以下「書面審査」という。)を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成28年4月26日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成28年6月1日(水)から同年7月29日(金)までの間

※ 福岡県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際(平成17年11月21日現在)、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習(以下「指定講習」という。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

県の休日を除く、平成28年6月1日(水)から同年7月29日(金)までの、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受付場所

ア 前記3(1)ア又は同3(2)アに該当する者
住所地を管轄する警察署

イ 前記3(1)イ又は同3(2)イに該当する者
営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 前記3(1)ウ又は同3(2)ウに該当する者
旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式）1通

※ 同申請書には、申請者本人の押印が必要。

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(ウ) 旧合格証の写し

(エ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし

5 申請方法

(1) 前記4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。

(2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(3) 手数料

書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

(1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。